

監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年2月2日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 下 江 洋 行

監査結果の措置対象

健康福祉部（こども園）

千郷東こども園、千郷中こども園、千郷西こども園、長篠こども園
鳳来こども園、山吉田こども園、大野こども園、おおぞら園

監査結果報告年月日

令和2年12月11日

監査結果に対する措置通知年月日

令和3年2月1日

講じた措置等の内容

【こども園】

《意見1》

東南海地震などの大規模災害発生時において、園児を安全に保護者へ引き渡すことが出来るよう、引き渡しの方法等について、あらかじめ文書により保護者へ周知されたい。

《措置内容》

大規模災害発生時における園児の引き渡し方法等の対応について、各園で伝達方法、園児待機場所、引き渡し方法等の内容を文書により保護者へ周知している。また引き渡し訓練の参加協力の依頼をし、園児を安全に保護者へ引き渡す事が出来るよう努める。

《意見2》

公有財産に関する調書に記入のない箇所が見受けられた。こども未来課とともに情報把握に努め、適切な資産管理をされたい。

《措置内容》

こども未来課で精査された公有財産台帳について、こども未来課との連携及び情報提供を基に、今後こども園でも更なる適切な資産管理に努める。